

## 収入が減少する場合の減免要件の見方

主たる生計維持者の令和4年の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）のいずれかが令和3年に比べて10分の3以上減少（①）することが見込まれる世帯。

ただし、令和3年の合計所得金額が1,000万円以下（②）、かつ、減少することが見込まれる事業収入等以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下（③）であること。

### 【例】

- ・主たる生計維持者の事業収入が次のとおり減少

令和3年の事業収入            200万円  
令和4年の事業収入見込み額   100万円

コロナウィルス感染症の影響で事業収入が令和3年と比べて50%減少。  
⇒ ①に該当

- ・主たる生計維持者の令和3年の所得が次のとおりの場合

事業所得	100万円
不動産所得	100万円
年金所得	100万円
株式の配当所得	200万円

合計所得金額が500万円  
⇒ ②に該当

減少することが見込まれる事業収入等以外の所得の合計額が400万円 ⇒ ③に該当

この場合、①②③全ての要件を満たしているため、減免の対象となります。